

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第5回 宍粟市子ども・子育て会議	
開 催 日 時	平成26年11月11日午後1時30分～午後4時30分	
開 催 場 所	宍粟市役所 北庁舎 401会議室	
議 長（会 長） 氏 名	新庄康史	
委 員 氏 名	（出席者）山根直美、山田里香、 石原あや子、岡徳子、浅野愛子、 前田利明、北口逸未、中田浩一、 畑尾浩弥、田中かおり、	（欠席者）春名英代、山本千津 子、谷口浩美
事 務 局 氏 名	健康福祉部 浅田部長、志水次長 健康福祉部社会福祉課 長尾課長、大田係長、大上主査 教育部 榎谷次長 教育部子ども未来課 中尾副課長	
傍 聴 人 数	6人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） ① 開会 ② 会長あいさつ ③ 報告事項 （1）宍粟市子ども・子育て支援事業計画（素案）の修正点について （資料1） ④ 議事事項 （1）見込み量・確保策の承認について （2）計画（素案）について ⑤ その他 （1）今後の流れについて ⑥ 閉会	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	資料1 宍粟市子ども・子育て支援事業計画（素案） ※ 子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK（平成26年度9月改訂版）	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） 新庄康史 	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
	1 開会
事務局	本日は全委員 14 名のうち 11 名の出席をいただいております。宍粟市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項による定足数を満たしていることを報告させていただきます。会議録は調整後、後日ホームページにアップさせていただくことをご了解願いたい。ここからは新庄会長に進行をお願いします。
	2 会長あいさつ
新庄会長	委員の皆様には、お忙しい中ありがとうございます。本日は 8 月に続いて通算 5 回目の会議。子ども・子育て支援法に基づく施策実施期限の平成 27 年 4 月まであとわずかとなってきた。前回の会議では委員の皆さんより、具体的な事業や対策などへの意見、提言をいただいた。本日は、量の見込みや確保方策などの計画素案について、再度質問や忌憚のない意見を加えていただいた上で議決を行うことが主な議題となる。よろしくをお願いします。それでは次第に沿って議事を進める
	3 報告事項
事務局	(1) 宍粟市子ども・子育て支援事業計画（素案）の修正点について 資料 1 に基づいて説明
新庄会長	説明いただいた素案については次の議事でご質問、文言修正、ご意見等いただくこととする。次の議事事項に進める。
	4 議事事項
	(1) 見込み量・確保策の承認について
新庄会長	見込み量・確保策の承認については、量と確保策とを分けて説明をいただき、別々に審議する。
事務局	資料 1（32 ページ～）に基づいて見込み量について説明
新庄会長	数字と方策を分けて考えさせていただく。まず見込み量に関して、続いて確保策に関しての質疑をいただき、その後一括して議決を行いたい。
畑尾委員	33 ページの「平成 27 年度の 3 歳児の見込み量が 65 人」という数字は、前頁に記されているように「幼保一元化の推進について合意形成の図れた地域から実施」ということだったが、確保量の 10 人は波賀と千種の認定こども園のことか。
事務局	平成 27 年度から新たに受け入れをする波賀と千種のことである。

畑尾委員	1, 2, 3号認定という言葉が分かりにくいので、簡単に確認する。幼稚園と認定こども園で、短時間、教育を受ける子どもが1号認定。保育所と認定こども園で、保育が必要な子どもが2号認定。保育所と認定こども園における、保育が必要な3歳未満の子どもが3号認定である。65人という数字の根拠を皆がきっちりと把握した上で賛成、反対の協議した方がよいと思うので、このような確認をした。つまり65人という数字が示す1号認定者というのは、教育を受ける子どものことで、「今幼稚園に通っている子どもと来年度千種にできる認定こども園に入所する子どもの中で、短時間保育を希望し尚且つ保育の必要性が無い子ども」のことである。そういう子どもが宍粟市の計画として65人になるというのは、一宮北中学校区と波賀でも認定こども園になるという前提での数字ではないのか。それが1点目。 2点目は、同じ平成27年度で千種の認定こども園で短時間の保育を受けたという数字が10人と上がっているのに、平成29年度にはなぜ63人という確定的な数字になるのか。3歳児の子どもで63人分どのように確保するのか、計画している施策を説明願いたい。 3点目。今度は平成27年度の2号認定の子どもの数が113人となっている点。2号認定というのは、3歳以上の小学校就学前の子どもで、家庭で必要な保育を受けることが困難な子どものこと。私としては、「千種の認定こども園で、そういう子どもが113人になることを表している」と読み取っているのだが、この数字がどこから出て来るのか説明願いたい。 4点目。32ページの上から4つめの「○」で、平成26年度の3号認定実績見込みが456人、内0歳児が56人となっているものが、33ページの平成27年度では92人に変化している。36人の差はどこから出てくるのか。
新庄会長	事務局は説明をお願いします。
事務局	まず1点目。1号認定の内3歳児が65人という数字は、昨年実施をしたアンケート調査に基づくニーズ量の推計作業から出た数字である。千種ということではなく宍粟市全体の数になる。3歳児のいる家庭で「幼稚園での教育を希望する」という回答した数が基になっているが、このアンケートは全家庭対象ではなく抽出の調査で、その手法は30ページの「量の見込み算出の流れ」で示している。まず潜在家庭類型に基づいて算出し、児童人口の推計を掛けて、家庭類型別に児童数を判定するというものである。つまりこの65人という数字は、あくまで宍粟市全体で、3歳児の内、幼稚園で教育を受けたいと希望する子どもの数ということである。 2点目。「平成29年度で1号認定が63人」という、全量が確保できるのかという件については、6ページの「3. 計画の期間」で示している国が「待機児童解消加速プラン」として平成25年度から平成29年度までの間で進めている計画がある。義務ではないが、「平成29年度までに待機児童を解消できるように確保体制を整える」という国の方針に基づいて、市の意志を表したもので、63人という数字となっている。宍粟市教育委員会として具体的には、32ページにも書いているように、「全ての中学校区で幼保一元化による認定こども園

設置の推進をすることにより供給体制を確保する」という大きな計画に沿っている。計画値は、随時ローリングをしていくので、実現が難しい地域があることも承知しているが、待機児童数の目標値 0 に向かって努力していきたい。

3 点目。2 号認定の中で 113 名という数値について。先程の質問の中では 2 号認定を「保育を必要とする子どもで、保育所に入る子どもの人数」と捉えていたが、ご指摘の 33 ページ上段の表はあくまで「教育」に対するニーズを示したものである。幼稚園のニーズである。幼稚園は 1 号認定のみという捉え方ではなく、それは先程述べた 30 ページの潜在家庭類型に起因する。まず 1 号認定は文字通り「家庭で保育ができる方で、教育を受けたいという希望がある方」になるが、33 ページ「教育」の表の中での 2 号認定者は、「昼間両親が仕事で保育を必要とする家庭類型に属するが、実際には祖父母等に預けることができ、幼稚園を利用する方」を表している。これが国の示す潜在家庭類型での表し方である。幼稚園ではなく保育所に入る 2 号認定の数は、同じ 33 ページの下段「保育」の表の平成 27 年度「2 号（3～5 歳）」認定の欄に 512 人として表している。これが保育所に通う子どもの数ということである。

4 点目。32 ページに平成 26 年度現在、保育所に通っている 0 歳児が 56 人という実数が示されており、33 ページに平成 27 年度では 92 人と記されているという件については、あくまで潜在家庭類型に基づいて算出したもので、アンケート調査結果から人口推計を基にして機械的に導きだした数字。実際には現在保育所に通われている人数との若干の乖離があると思われる。しかし、0 歳児を持つ保護者が保育所に通わせたいと実際にアンケートに書いた数字が元にはなっているので、潜在的なニーズがあると捉えてもらえればよい。92 人という数字に実際とはどの位乖離があるのかが分からない。だが、実績の 56 人と比べて多すぎるからと事務局で勝手に調整してしまうと計画の数値の信用性がなくなってしまう。また、国が示した推計方法では、全国的に 0 歳児のニーズが多く出る傾向にあり、国の指導に基づき修正した結果であり、その差については、潜在的ニーズとして適正であると考えている。

畑尾委員

だいたい理解できた。その中で平成 27 年度の量の見込みについては理解したが、確保内容の数値に疑問がある。皆さんご承知のとおり「宍粟市では平成 27 年度当初より、1 号認定に基づく 3 歳児への幼児教育の提供は、幼保一元化による認定こども園の設置によりなされる」というのが大前提である。それに基づき、33 ページの「教育」の表に示されている確保の内容で、「幼稚園、認定こども園」での数が平成 27 年度は 169 人、113 人、平成 28 年度は 168 人、112 人という数値が挙げられている。この数字は少し多いのではないか。また推移的に見ても、平成 27、28、29 年度の数値の減りがあまり大きく設定されていない。先日、人口推移を調べてみたところ、実はものすごく減っている。他にも出生率の減少やその他色々を勘案してみると、この数値には疑問を感じる。何を根拠に出したものか説明いただきたい。

事務局

人口推計については、国の手引きにあるコーホート要因法という一般的な人口推計の手法を用いて算出している。基になっている数値については、平成 25 年 9 月末の数値を使っている。実はこの 1 年間に、去年はそれまで出生数が年

	300 人平均で生まれていたものが 250 人平均になっている。今正確な数字を持ち合わせていないが、今年度も大方 250 人程度になると思っている。
畑尾委員	10 月末現在出生数は 136 人である。
事務局	人口は学校年度で数えるので、その数がほぼ半年分になり、概ね年 250 人位になる。つまり数値は急速に減少してきており、平成 20 年度頃から年 300 人平均で推移していたものが、昨年 250 人平均になり、今年度も 250 人を割るような数字になってきている。この急激な減少傾向にある中で、本計画の子どもの数の推計については追いついていない部分がある。しかし、あくまで国の手引きに基づく作業の中で、最初に人口推計を出し、それから確保の方策を考えていくことになっている。お尋ねの点については、見込みの量と確保の方策として、最大限の量を用意しておけば問題がないと考えている。というのは、今後子どもの数が減っても、もし好転して増えたとしても、この計画で進めておけば受け入れができる。この計画は 5 年度ごとに計画数値を見直していくものなので、その折に数値の見直しはできると考えている。
畑尾委員	心配していることがある。宍粟市の市立幼稚園設置条例の中で「野尻幼稚園以外では 3 歳児教育ができない」と定められている。波賀幼稚園でも 3 歳児保育をすることになれば、この位置づけはどのようになるのか。千種にできる認定こども園で平成 27 年度 113 人、平成 28 年度 112 人全員を預かるということであれば良いが、他の幼稚園で 3 歳児を預かるということではできないはずなので、どのように考えておられるのか説明願いたい。
事務局	宍粟市教育委員会としては 32 ページで示したとおり、全中学校区で幼保一元化の推進を図るつもりであり、公立の幼稚園で 3 歳児を受け入れることは考えていない。33 ページ「教育」の表の 2 号の 3～5 歳児については、国の手法に沿った表記になっており、3 歳児だけを切り離して算出したものを表記はしていない。3～5 歳児という表記になっているが、市立幼稚園で受け入れられるのは 4、5 歳児のみとなる。考え方としては、保育を必要とする 3 歳児は引き続き保育所と認定こども園での受け入れとなる。数値として示していないがご理解いただきたい。
畑尾委員	つまり平成 27 年度の 1 号、2 号の中に宍粟市内の幼稚園の子どもたちの全数が入っているということか。 平成 27 年度、65 人、169 人、113 人で合計 347 人だが、ここから提供できない 55 人の 3 歳児を引いたものが、公立幼稚園に通う 4、5 歳児になるのか。
新庄会長 事務局	ダブルカウントされている部分があるのではないかと。 ダブルカウントにはなっていないが、利用できない 3 歳児の潜在的ニーズが含まれている。
新庄会長	33 ページ、「教育」の表の平成 27 年度 2 号（※）の量の見込み 113 人の内訳

	が、3、4、5歳児の人数であるとなると、確保の内容の113人は、基本的には公立幼稚園は4、5歳児が通う2か年教育に変わりがなく、これは3歳児を除く数値である。ここでプラスマイナス0になるということは、3歳児はどうするのかという質問と考えてよい。
畑尾委員	ここでもう3歳児を確保するとなると、民間保育園で預かっている3歳児はどうなるのかということになる。選択肢の幅が広がるというのは住民にとって良いことだが、まだ認定こども園としての建物も何もできていない中でこのような数値が出てくことに疑問を感じる。民間保育園と公立保育所全部を合わせると定員は一杯になっていない。保育園だけで現在の人数は十分確保できている上に、少子化がどんどん進んでいる中で、このような施策をするというのは相反している部分があるように思う。
事務局	数字の確認は再度行うが、幼稚園における3歳児のニーズについては、潜在的なニーズで、これから提供体制の確保が課題となる。しかし、保育所のニーズについては、現在の公立と民間の保育所の定員数を上回っており、定員が一杯になっていないという状況にはない。
新庄会長	畑尾委員が言っておられた、条例に出ているという3歳児の幼稚園教育についての扱いとの整合性はそれで間違いないのか。また2号認定は国の方針に基づいて3～5歳児で間違いはないのか。
事務局	数字の確認を行ったが、33ページ「教育」の表の2号認定の各欄には、3歳児は0で含まれていない。3歳児はあくまで1号の欄に集約されている。
新庄会長	2号の欄の（3～5歳）の表記は（4～5歳）に書き直すのか。それともこれはそのまま（3～5歳）にするのか。
事務局	その点については、分かりやすい表記に修正したい。
畑尾委員	例えば、「今現在1歳児が宍粟市全体及び各町に何人いる」、「0歳児は何人生まれていて、その内1号認定を希望するであろう数を宍粟市としてはどのように予想している」という具合に具体的に説明をした方が分かりやすいのではないか。かなり研修を受けた私でもわからないので、この数字だけでは1から説明しないと、皆分からないのではないか。
事務局	33ページの項目の欄の表記の仕方について。当然、全国の各自治体で対応が違うので、2号（※）は（3～5歳）を（4～5歳）へ表記を変えたい。ただし国の法に基づく計画なので、国から指示があれば（3～5歳）と表記せざるをえない。そこは再度、県との調整の中で確認するが、平成27年度2号（※）の113人という数字について、宍粟市の場合は4、5歳児を表している。また、8ページに平成31年度までの0歳～5歳の各年齢別推計値を挙げている。畑尾委員が言われた、各市民局管内あるいは各中学校区ごとの数字まで出すのは

	難しい。今回の計画において、宍粟市は1圏域という捉え方があるので、地域別に分けて数値を出すことは圏域の考え方に合わないと思う。
事務局	人口の推計について、このアンケートは市内で無作為に抽出した対象者の回答を基に算出した数字である。ここから各小学校区や中学校区での人数を割り戻して求めるのは非常に難しい。例えば、山崎と千種では子どもの人数や状況が違う。平均値をとって人数で割り戻しすると、あくまで市内全域の平均になり、各地域における特徴を表す数字にはならない。
新庄会長	今日は議決を行うということだったが、まずはこの見込みの数字が、多くもなく少なくもない、ある程度適切な数字であると皆が理解した上でゴーサインを出さなければならない。説明できる範囲で続けてほしい。
事務局	この数字は、アンケートから保護者のニーズに応じて算出した推計値。例えば平成27年度の幼稚園のニーズは347人と出ているが、平成26年度に幼稚園に通っている4,5歳児の実績は333人で、ほぼ近い数字が出ている。実際のところこのように比較して判断していくしかない。このような判断で、概ね現状に近い数値がでていているという評価をした上で、この数値を採用している。
新庄会長	事務局から説明があったが、あくまでニーズ調査に基づく見込み量であるということでご理解いただけたか。一つ言えるのは、これは回収率が4割半ばだったアンケートを土台にしているということ。回収率がもっと良ければ、より近い数字が出たのかどうかは定かでないが、少なくともニーズを基にした見込み量であるということ。また、先ほど事務局が言われた「2号(※)の部分の表記は、国との整合性が取れば、宍粟市としては(4～5歳)とする」ことも含めて、承認いただけるか。 よろしいか。
一同	<同意>
新庄会長	他に、ご質問、ご意見等あるか。
畑尾委員	皆さんにも分かっていると思うことがある。見込み量の見方の説明を受けて知ったのだが、国の施策の中で、保育所の定員は119%まで受け入れてもよいと謳っている。定員の数字だけを基に待機児童がいると判断するものではない。120%を超える部分は積極的に体制を整えなさいというのが、今現在の法律である。また、0まだ法律になっておらず定かではないが、平成27年度からは2年続けて120%を超えると、もしかしたら何らかのペナルティがあるかもしれないとも聞いた。それらも加味し十分に考えて進めた方がいいと思う。
事務局	ご指摘の部分については国の動向を把握中だが、概ね変わらないと考えている。

事務局	あくまで最大 119%まで受け入れられるということで、やはり適正な定員は、それぞれの保育所の定数である。それが一番安全に子どもを預かることができる数字で、市としては、最初から 119%では考えていない。
新庄会長	それは特に保護者代表の委員に子どもの園での生活などをうかがうと理解が深まるのではないかと思われる。この見込み量について、他にご質問などないか。
山田委員	実際に子育て支援センターに来られているお母さんの中には、この地域に全く馴染みがない方もいれば、両親とも近くに住んでいる方、ご主人は地元の人だが奥さんは嫁いで転入してきた方など色々な家庭の方がいる。その中で県外から転入してきて「宍粟市に移り住んで良かった」という声をたくさん聞いている。なんとか人口減少を食い止められるような、子育てしやすい市にしたい。山崎は通勤族が多いようだが、そういう人たちに、何年後になるか分からないが「宍粟市は第2のふるさと。あそこにもう一度帰ろう」と言ってもらえるようになりたい。数字は大事だが、「宍粟市に住んで良かった」という生の声を大事にしたい。若い人が宍粟市から大学に通うのは大変だからと一時的に離れても、戻ってきたいと思えるように、色々な体制づくりも大事だが、気持ちの上でのフォローができたらと思う。
事務局	少子化その他、子育て施策全般についての意見だったので、事務局からお答えする。現在、宍粟市の子育て支援施策は、前回の次世代育成支援対策推進法に基づいて計画されて行っている。今回子ども・子育て支援新法に法律が変わったことで、現在就学前の施策について議論いただいているところである。例えば少子化を食い止めることや、働く場所の問題、生活環境の問題など、広い意味でのまちづくり全般に関する施策ももちろん必要である。ただ、冒頭にも申し上げたように、本会議は子ども・子育て支援法に基づく計画を議論させていただく場である。少子化対策を含めた全般的な子育ての部分については、第2次総合計画を作成策定中であり、平成28年度からスタートする予定である。人口減少の問題なども合わせてそちらの計画で考えることになっている。今のご意見は、市全体の基本となる総合計画の中で反映させていただく。
新庄会長	それでよろしいか。他に見込み量についての意見、疑問などないか。では次に、確保方策についての説明を受け、意見、質問、修正したい点などがあれば願います。
岡委員	千種では幼保一元化協議会での決定を受け認定こども園が平成27年度にスタートするというので、建設はまだ間に合っていないが、準備を進めているとのことだった。先程の32ページの「提供体制、確保策の考え方」で、赤字の部分に「幼保一元化の推進について合意形成の図れた地域から実施します」とある。もし検討委員会などで何度も協議を重ね、地域と行政で認定こども園をスタートさせようという合意形成ができれば、それだけで作れると考えていいのか。例えば、3歳児を千種幼稚園で受け入れるとなると、今までの4、5

	歳児だけの時とは色々な違いが出てくると思われる。人的（先生）な受け入れ体制は考えているだろうとは思いますが、部屋などの環境面やトイレトレーニングへの対応など、細かい配慮や準備が大事になると思うが、大丈夫か。
新庄会長	提供体制の確保策というよりも、4月からの準備体制への不安だと思うが。
岡委員	そうである。そこを抜きに進められるのかと心配している。
事務局	まず32ページの記述については、平成27年度から31年度までの5年間の宍粟市の全体的な考え方を記したものである。「合意形成が図れた地域から実施します」という部分は、文字通り「3歳児への幼児教育の提供」ということ。千種の認定こども園のことというよりは、波賀幼稚園で3歳児の受け入れをしてほしいという地域の要望を受け、協議した結果を受けた部分である。今後の展開としては、今、一宮北中学校区と戸原で幼保一元化の地域協議会を立ち上げているところである。宍粟市教育委員会としては、まず各地域で幼保一元化推進のための協議会を立ち上げていただき、その中でも波賀のように「前倒しで3歳児の幼児教育をしてほしい」と、地域のニーズが確認できたところから始めていきたいと考えている。千種は平成27年度中に認定こども園になると決まっているので、その話をここで述べているわけではない。 千種の認定こども園の開園が遅れていることでご心配をかけているが、4月から子どもを受け入れるための環境整備について、ご指摘のトイレについては、今年度中に改修を行う予定にしている。杉の子保育園が千種認定こども園になる。公立の千種幼稚園が3歳児を受け入れるわけではない。
畑尾委員	波賀幼稚園の3歳児の受け入れについては、条例を作り直すのか。
事務局	条例を書き直すのか、要綱で示すのかはまだ決まっていないが、何らかの要綱を用いれば、条例の改正でなくても3歳児の教育を実施することはできるとは考えている。
畑尾委員	宍粟市では4, 5歳児で公立幼稚園の教育を受けるのが前提とされている。それなのに、どういう理由でそうなったのかは知らないが、波賀幼稚園では3歳児を現在週3日受け入れていると聞く。それを今度は5日に延ばすと聞いた。もう少しその内容について、時間や量のこと、こういった制度に基づくものなのかなど、説明いただきたい。 もう一点。来年度から幼稚園での料金体系を宍粟市ではどのように考えているのか知りたい。
事務局	波賀の幼稚園での3歳児教育は、合併前から野尻幼稚園で実施することが条例で定められていた。その経過は、波賀町には公立の道谷保育所があるが、保育所の受入れは3歳児からとしており運営は幼稚園の形式をとってきた。 また、以前に引原幼稚園があったが野尻幼稚園への統合も含めた流れの中で3

	歳児教育が野尻幼稚園で始まった経緯がある。 一方、波賀幼稚園では、野尻幼稚園と同じように3歳児教育の要望があったが、宍粟市になってから3歳児保育事業として、週3日の登園で制服等のない保育料も月2,000円という形で始まったのが概要である。それが、この度の小学校の学校規模適正化に併せて、野尻幼稚園を休園し、波賀幼稚園に通園したいという強い要望があって今回の対応となった。
事務局	少し付け加えさせていただく。宍粟市教育委員会が挙げている幼保一元化推進計画には二つの視点がある。一つは幼稚園と保育園を一つにするということ。もう一つは民営化を大きく掲げている。波賀では、「そうした二つの視点を持つ幼保一元化推進計画への取り組みに向け協議を進める」という地域の同意をいただいたと理解している。公立の幼稚園で3歳児教育を始めるのではなく、ゆくゆくは千種と同じように運営を社会福祉法人へ任せるという前提で3歳児教育を始めるということ。32ページに書かれている「幼保一元化の推進」の中にはそのことを含んでいるので、他の地域に広げる場合も、公立の幼稚園として3歳児教育を始めることはない。条例か規則かという件は、あくまで幼保一元化の実現に向けた「つなぎ」というイメージで考えており、教育委員会の事務局としては規則の改正で実施ができると考えている。ただ先ほども申し上げたように、最終的な判断はまだ出ていない。
畑尾委員	他の委員にも、公立幼稚園として3歳児教育を受け付けるわけではないということをはっきりと分かってほしくてした質問だった。
新庄会長	実際に4月から千種認定子ども園がスタートした時に、保護者から3歳児を、保育ではなく幼児教育でお願いしたいという要望があった場合はどういう扱いをするのかということか。
事務局	具体的には、幼児教育を提供できるように考えている。実施の場所については、これからまだ少し決めないといけないことがある。教育委員会と杉の子保育園とで、まだ保護者に説明ができるところまで協議が進んでいないのが現状である。
石原委員	そこはできないといけない。保護者の方が理解するのは難しい。
事務局	既に新入園児の募集が始まっているので、早急に詰めて、地域への説明をしたい。
新庄会長	認定申請をする時に、「幼児教育より保育の方がふさわしいですよ」などのアドバイスなどをする予定があるのか。
事務局	それは、あくまで保護者の希望に応じてというのが大前提と考えている。

岡委員	保護者としては預かってもらえるならどちらでも構わないとおっしゃることがあると思うが、そう考える可能性もあるということか。
事務局	たまたま、認定こども園は両方提供できるということだが、3～5歳児の保護者が幼稚園を希望するか保育所を希望するかは、家庭の状況が、保育を必要とする事由に該当するかどうか前提となる。その条件を満たしていれば、後は、全市内を通じて保護者の選択の自由ということになる。「4歳、5歳だから幼稚園に」など育ちに依拠してということにはならない。保護者に選択してもらうことになる。
新庄会長	逆に3歳児でも保育所でなく幼児教育でという希望があれば、それを優先するということか。
事務局	3歳児を幼稚園で受け入れるためには、先生の配置や施設修繕など環境面の整備が必要となる。そこで、宍粟市では、3歳児への幼児教育の提供は、幼保一元化施設で実施することとしている。今のところ、千種と波賀以外のところでは提供体制が確保できないので、その部分を33ページの「教育」の表では△で記しているということである。
石原委員	波賀と千種で始まると、そういう考え方が徐々に宍粟市全体に広がっていくだろうと思う。
事務局	徐々にそうした考え方を広げていくということを、教育委員会としては幼保一元化推進計画の中で持っており、しっかり取り組んでいきたいと考えている。ただ、地域との協議や園の建設などを全ての地域で同時に始めるのは非常に難しいのが現状である。
田中委員	素案の16ページから17ページにかけて「就学前施設の在籍状況」が示されており、棒グラフの左半分には保育所のこと、右半分には幼稚園の事が示されていると思われる。議論の中でずっと、保育所は保育、幼児教育が受けたいから幼稚園のように話がなされてきている。それに合わせ、17ページ冒頭で幼稚園の在籍割合について述べられている部分に続き「就学前教育のニーズが高まるよう就学前教育の質における問題を解決していくことが求められている」と書かれている。これは何をもって、質における問題を解消していくと求めているのか。また17ページ下段に「平成21年～平成24年にかけて、5歳児の占める割合は増加傾向にあり、幼児教育ニーズの高まりがうかがえます」とある。平成21年度からは保育所保育指針と幼稚園教育要領の内容が本当に近づいているのにも関わらず、幼稚園でしか教育をしていないのではないかと、保育園では教育をしていないのではないかとという潜在的な考え方がこの計画には全体を通してあるような気がしている。もちろん小学校入学に向け、就学前教育が大事だということを保育所でも意識しているし、保育所における5歳児の在籍者割合が全体の6割に達することからも実際に集団的教育効果が高いことが分かる。小学校入学前に「こうなってほしい。こんなことができるようになって

	てほしい」という幼児教育のニーズはどの家庭にもどの親にもあるが、保育所では、民間でも公立でもどの保育園でも、保育と同時に質の高い教育ができるように努力をしている。それなのにこの計画では「保育所は保育」という考え方が前面に出ている。ニーズ調査でも、教育を受けたいから保育所から認定こども園という名前に変えるというような意味に捉えることができる箇所があったが、そういうことではない。0～5歳の子どもが幸せであることがすごく大事であると同時に、力をつけて入学に向かうということも大事である。そしてそれは幼稚園でないとできないということでは決してないと申し上げておきたい。
新庄会長	今のご意見について、見解はあるか。
事務局	ご指摘の 17 ページの表記では、確かに、保育所と幼稚園を完全に切り離して保育所は保育、幼稚園では幼児教育という表現になっている。教育委員会としても、公立保育所、公立幼稚園を運営する上でそのようには考えてはいないので、不適切な表現を修正させていただく。
事務局	宍粟市における将来像としては幼保一元化を目指し、その中で教育・保育を実施するという基本方針を持っている。その将来計画の中には、幼稚園、保育所への分け隔ては根本的にない。田中委員の言われた過去の経緯の部分がどうであれ、今後宍粟市の就学前の子どもたちをどうするのかという部分の考え方は一つであると理解している。
新庄会長	文言修正などについては、素案の承認をいただくところで引っかかりが出てくる問題である。後の議題までに修正を加えるなり、提案をお願いする。また先入観で話をしていたら申し訳ないが、3歳児の幼児教育を始めるにあたり、お金の問題も出てくるのではないかなと思う。もう少し説明願いたい。
事務局	子ども・子育て支援新制度の施行に向け、国の保育料の考え方が8月に示されている。それを受け、全国の地方自治体がそれぞれの保育料の考え方を整理しているところである。今宍粟市でも、教育委員会で保育料の見直し案を策定している。一方で、大変申し訳ないことであるが、平成 27 年 4 月の新入園児の募集を始めるにあたり、具体的な保育料を示せずに募集を始めている。 保育料見直しについての国の考え方は、今の負担水準と大きく変わらない範囲でというもの。ただ、畑尾委員からも質問が出ていたが、現行宍粟市の幼稚園の保育料は 5,000 円の均一料金になっているが、国の示す考え方は応納負担という考え方である。保育所の保育料の考え方に近いもので、所得水準に応じて階層を分ける。何年か先には全国的にその方向に向いていくのではないかと推測される一方で、政府の見解として幼児教育の無償化という考え方も出ている。小中学校が義務教育で無料、高校の無償化に続き、幼児教育も無償にということ。その動向もうかがいつつ、今の宍粟市の 5,000 円をどのように考えるかということを内部で検討している。この点に関しては、この場で今簡単に説明できるような範囲ではないので、決定次第、報告させていただく。

新庄会長	現時点ではということで、よろしいか。
畑尾委員	幼稚園と保育所では時間的な違いがあるかもしれないが、そんなに大きな差がなく9時くらいに預けて3時くらいに迎えにくる3歳児の保護者もたくさんいる。その方たちが4万3,000円、4万6,000円という金額を収めているにも関わらず、幼稚園では5,000円で内容は同じような形だという。特に私が言いたいのは、波賀町で3歳児を週3日預けて月額2,000円というもの。皆さんがご存知なかった部分だと思うのだが、それが安すぎるということではなく、私は不公平だと思う。国の施策の中では、なるべく公平性を持った料金体系に変えていこうと流れになっている。宍粟市はその辺りを加味し、公平性を持った制度に直していくようお願いしたい。
事務局	委員さんのご意見ということでお預かりする。
新庄会長	その他、確保方策についての意見、質問、異議等あるか。
畑尾委員	ここで採決されると、資料がこのまま色々なところに配られ、公表ということになる。先程簡単に説明したが、1号認定、2号認定、3号認定などの意味について、もう少し噛み砕いた分かりやすい表現で書いてほしい。現時点でどの位の数の子どもが生まれていて、その方たちが対象になっているのだということも、もう少し分かりやすく書いた方が理解しやすいと思う。数字だけを見て、読み流されてしまう気がする。この件にある程度深く携わっている人はこれを見ればある程度分かると思うが、そうでない一般の方で「この1号認定という数字はなんだろう」などという見方をする人は少ないと思う。幼稚園が義務教育だと思っている人がいたり、幼稚園、保育所など色々な施設があるが、そのことに関しても周知徹底されていなかったりする中では、皆が理解しやすいように注釈をつけるとか、解説をつけるなどしてほしい。私自身も理解できていないところもあるので、ぜひお願いする。
事務局	言われる意味はよく分かった。ただ、今日の会議の資料はそのままホームページにアップすることになっている。それに手を加えてしまうのは問題があるかと思う。後ほど素案の基本的な方向性についての議決を行うことになっている。それに基づいてパブリックコメントや議会等、多方面から意見をいただくことにもなる。その過程を経て、最終的な計画案については一般市民の方、誰が見てもできるだけ分かるような表現にしたい。ただ、ホームページには過去からの経緯をそのまま載せている。これまでも会議資料はそのままの形でアップしてきた。今日の会議の資料はこの資料で、あくまでも素案という段階であるということ、最終的にはしっかりした計画に仕上げるということでご理解いただきたい。
畑尾委員	議事録の中にこの経緯が残ると思うが、数字について私が質問したことに関してきっちり記録した上で、ホームページにアップするようにお願いしたい。

事務局	合わせて議事録についても、いつも通りこちらでテープ起こしをしたものを事前に各委員に配信し、チェックを受けた後にホームページにアップする。今回もご協力をお願いします。
新庄会長	この素案については、次の議題でももう少し見ていただくことになる。まずは改めて、人数調整に基づく見込み量と確保方策について、一括して承認を求めます。この案にご承認いただける方は、挙手をお願いします。
畑尾委員	それは平成 31 年までの数値も全部含めてということか。
新庄会長	現時点としては。
事務局	この数値はあくまでも見込みである。ニーズ調査の結果を基に、推計をプラスした数値である。30 ページに載せている「量の見込みの算出の方法の流れ」のとおり、「ニーズ調査をしました」次に「潜在家庭の類型別に算出していきました」という、あくまでも将来の見込みの部分である。そういう中身を考慮した上で、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間の宍粟市の見込み量はどうか。特段に大きすぎる、あるいは小さすぎるということならば計画として不都合だが、もちろん見込みがニアリイコールになれば一番いいのだが、若干の幅は持たせていただけないと、事務を進める我々としては非常に難しい。重ねてではあるが、特段に大幅に大きいのか、少ないかということで判断いただけたらと思う。
新庄会長	今、事務局から補足の説明があったが、見込み量と確保方策についていかがか。
畑尾委員	事務局の言っていることはよく分かっている。ただこの数値を基に、保育所のニーズがずっと続いているということと、現段階の保育所在園の人数などから、「これならもう少し保育所が増えても大丈夫なのではないか」ということにつながるものが絶対にならないようにだけお願いします。例えば、現在保育所に入りたいのに入れない方が何人かいると聞いている。その方たちにしてみれば、この数字を見た時に、「保育所のニーズがずっとあるじゃないか。私たちのように入れなかったり、この保育所に入りたかったのにあちらに行かなければならなかったりする人がこれからは出ないようにしてほしい」と感じるだろう。そこから今後新たな保育所が認可されるのではないかという危惧が、認可保育所としてはある。そのようなことだけはないようにお願いしたい。
事務局	全体的なことであるが、今、各認可保育園での定員が当然設定されている。そして畑尾委員からご指摘があったように、受け入れについては 120% 未満が可能ということになっているので、その中での受け入れは行う。現実問題として保護者の措置という状況があったとしても、保護者が保育所へ自分で意思表示をするので、希望する保育所が定員拡大枠を超え 120% 以上になってしまう

	場合は受け入れができない。そういう状況においては教育委員会から保護者に全てをきちんと説明をしなくてはならないと承知していると思うし、すべきである。後は大枠として、宍粟市の就学前保育及び教育は、幼保一体化を推進し認定こども園で行っていくということである。
事務局	まず 10 月末の時点、つまり今現在だが、保育所に入りたいのに入れないという待機児童が 13 人いる。教育委員会の担当としてこの数値は、国の待機児童解消加速化プランを推進する中であって、非常に大きな課題だと感じている。もう一つは、無認可の保育所も 1 か所あり、そこでも実際に保育を必要としている子どもを預けることができるということがある。さらに 9 月議会の中では、家庭的保育事業の認可条例が可決したところである。今後は、もし家庭的保育事業等で 19 人以下の事業所設置の希望がある場合は、それら全てを含め、この計画の数値と対比をしながら、必要量を確保することになる。今後 5 年間、今の供給体制で全てを賄うということではない。少し違う視点で考える必要があると思うので、ご理解いただきたい。
畑尾委員	違う視点というのは。
事務局	あくまで対比の基礎になるのがこの数値なので、この数値をまず固めないと、必要量について検討を始めることができないということである。
中田委員	別件だが、32 ページの一番下の行が切れている。
事務局	「必要性について検討します」という末尾が抜けているので修正する。
新庄会長	それでは改めて、承認される方の挙手、不承認の方の挙手という形で採決したいと思う。まず、承認する方の挙手を求める。 <挙手なし>
新庄会長	それでは、不承認の方の挙手を求める。 <1 名が挙手>
新庄会長	結果を受けて、どうするのか。
事務局	数字の羅列であるので、全体的な考え方が理解しづらいのであろう。子どもの数は 8 ページ等で数字が上がっている。全体数が何人等の数が出てきているが、それを大幅に超えることはないと思う。また「実際に保育所、幼稚園に就園している子どもの数」と「将来の推計、見込み」から判断すると、こういう数値概要になる。 もう一つ一番大切な、提供体制、確保策の考え方の部分。ここも判断の材料にしてもらいたい。その基本的な確保策が違うということであれば、また意見

	を述べてもらえたらと思う。その大きく2点の中で、総合的に判断してもらえればと思う。最終的には宍粟市が責任をもってこの計画を作るが、本委員会の議論を踏まえて今やっていることをホームページで報告したものに、パブリックコメントで一般市民からもご意見をいただくことになる。我々行政だけでなく議会でも協議される。色々な場からの意見を踏まえ、再度ここで最終の計画として示すことになるという段階を経ることも、念頭においてほしい。
新庄会長	事務局から今補足があったが、委員の皆さんが議決の際に「どちらとも言えない」と戸惑っている疑問点を出してほしい。この見込み量と確保策が、今後もある程度基になる数字となる。戸惑ってどちらにも手が挙げられない理由は、確保の方策にあるのか。ニーズ量にあるのか。
事務局	31 ページから 32 ページに、「子育て支援事業の全体像」、「認定こども園、保育所、幼稚園それぞれの概要」が示され、その後に「提供体制、確保策の考え方」として3つ記されているが、この中で何か質問はあるか。
浅野委員	33 ページの2号認定(※)のところで、その数字が非常に大事だと分かった。ここを国は3～5歳と書いているが、「宍粟市は4～5歳児と掲げて今からやっていく」というのは、何か根本的な理由があるのか。
事務局	市の考え方としても、特に4～5歳児に限定してというものではない。ここにも書かれているように、これから3歳児からの幼児教育を提供していきたいということ。そのためには園舎の建設や先生の確保といった周辺の整備が必要となる。それを幼保一元化で推進をしていこうというもの。その説明を、数字ではなく文言の修正で表そうという意味である。
浅野委員	つまり公立幼稚園では4～5歳児で、幼保一元化に基づくとなれば3歳児からになるということで、それがまずは千種と波賀である。平成 27 年度からの宍粟市全園の入園手続きが、昨日と今日、保護者が幼稚園に来て行われていると聞いている。既に千種と波賀は3歳児も受け付けてもらえるということだが、それは3歳児と4～5歳児で別の文章が出ているのか。
事務局	3歳児の対象者には、来年の4月から3歳児の受け入れを始めるという趣旨で、既に文章を発送している。
浅野委員	それは今保育所を利用されている方も含め、3歳児全員に届いているということか。
事務局	そうである。対象年齢の方に送っている。この後4月から幼稚園に行くか保育所に行くかは各自の判断となる。
浅野委員	現在保育所に通われている方も、平成 27 年度4月1日でどちらかを選択することになるということか。

事務局	そうである。
浅野委員	宋栗市としては、その機能を公立幼稚園に移すのではなく、幼保一元化施設へ移行するという考えであるというのが、それが保護者の方へ文面で伝わるようになっているのか。
事務局	教育委員会としては文章の中に入れたつもりである。ただ実際に保護者の方にとっては幼稚園での幼児教育を選ぶかどうかという視点になるのではないかと考えている。文章の中で触れてはいるが、あくまで背景としての書き方でしかない。
浅野委員	「幼稚園での幼児教育」と「保育所での幼児教育」と分かれるというのがよく分からない。時間的な部分だけだと思うのだが。幼保一元化になったら、それが一つになるという意味もよく分からないのだが。どういうことなのか。
事務局	数値としては、33 ページ上段の「教育」の表が、幼稚園における引き受けを表している。時間に直すと午前中の教育 4 時間、子ども・子育て支援新制度の中では教育標準時間と呼ばれているものになる。下段の「保育」の表が保育の必要量に応じて、8 時間保育と 11 時間保育があり、11 時間が標準保育時間と呼ばれるものになる。それらのニーズをこのページでは表している。
新庄会長	よろしいか。他にも疑問点のある方はお願いします。
事務局	付け加えると、33 ページ上段「教育」の 2 号（※）113 人と、下段「保育」の 2 号は、同じ類型に属する。ただ、保護者の方が幼稚園を選ぶか保育所を選ぶかで上段と下段で数値が分かれているということである。 昨年行ったアンケート調査で、3～5 歳児の内、家族の状況の欄に両親と祖父母の三世代同居や、父親は昼間仕事に出ているが母親は昼間家庭にいたので午後は家庭で保育できる。と答えた方が 1 号認定であり、いわゆる保育を必要としない家庭類型となる。一方、「父、母ともに働きに出ている」とアンケートで答えた人、すなわち昼間両親が不在の家庭は、保育の必要があるという類型になるので、2 号認定に分類される。2 号認定に分類した後に、幼稚園を希望するか保育所を希望するかという将来の利用意向に基づいて、幼稚園を選択した方は上段の「教育」、保育所を希望した方は下段の「保育」に分類される。
畑尾委員	数字に関しては、これが正しいか正しくないかという部分には結論が出ないだろうと思う。事務局がおっしゃるように色々状況も法律も変わる中で、宋栗市が一番の基になるものとして作った幼保一元化計画だが、進める中で変えていかなくてはならない部分があるとも言っておられた。しかしこの計画を認めてしまうと、この会議の中では「各中学校区に一つ、認定こども園を作らなくてはならない」という考え方に皆が賛成したということになってしまうように思うのだが。そういう会のように感じるが、違うか。

事務局	教育委員会としては、この計画と、幼保一元化推進計画とは全く別のものと考えている。
畑尾委員	でも 32 ページの「提供体制、確保策の考え方」に「宍粟市幼保一元化推進計画に基づき」という文言が入っている。「全ての地域で、全ての公立幼稚園がなくなり社会福祉法人の運営に任せる」のは、方向性が違うのではないかという意見が色々な住民の皆さんからたくさん出ているように思う。そういったことは考慮せずに、この数字を基に、当初からの幼保一元化推進計画に基づいて進めると書いてあるように思う。そうではなく、修正もかけながら進めていくということが入っていないと、皆さんにご理解いただけないと思うのだが。各町においても状況は違う。住民の色々な意見を聞かれていると思う。それで千種が来年度 27 年度から始めるのは分かる。でも、波賀町、山崎町、一宮町でこれから色々聞いていく中では、同じように進めるのではなく、地域性を十分考慮して進めるべきだと思う。この文言で施策の方針が通ってしまったら、私たちがそれを全て認めてしまったことになるのではないかと危惧している。
事務局	幼保一元化推進計画を作った時にも、地域の色々な分野から委員に出ただいての委員会があった。そこでの意見をよく聞きながらできたのが、現在の幼保一元化推進計画である。様々な場でこれは見直した方がいいのではないかというご意見をいただいてもいる。今後教育委員会の中でも、見直すかどうかの検討もある。でもそれは当然、「見直しをしなければならなくなってきた時にはする」ということになると思う。今ここで幼保一元化推進計画の見直しを検討するということは書けない。それは、別のところで出た場合にさせていただくということで、記述に関してはこのままにさせてもらうしかないと思っている。
畑尾委員	32 ページの一番初めの「○」のところで、「宍粟市幼保一元化推進計画に基づき、すべての中学校区で幼保一元化による認定こども園の設置を推進し利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します」となっている。この文言が一番の基になって生きているように思う。ゴールがそこに行くに分かっていて、全ての計画がそこに向かって進められていくということであれば、私はそこに反対するということ。数字に関しては説明を受けるために質問させてもらったが、数字が間違っているか当たっているかはよく分からないし、そこを問題にしているのではない。ゴールが前述の文言であるなら、もっと検討会議を開き、もっと各地域に根差した幼児教育の方向性を議論すべきだと思う。
事務局	ご意見は、ご意見として承る。しかし今回は子ども・子育て支援新法に基づく就学前の子どもたちの教育・保育をどうするかという計画のための会議である。国の制度としての教育・保育の体制として、保育園、幼稚園、認定こども園があり、プラス小規模保育事業等がある。その中で宍粟市としては、出てきたニーズに対してどういう施策で臨むのかということを確保の考え方で示し

	ている。今の宍粟市における教育・保育の基本的な考え方は、幼保一元化施設を目指しますという文言になる。畑尾委員が言われたとおり、各地域において色々な考えや意見があり、動きやスピードも様々である。そういった中で、将来的に幼保一元化のその時期において、現在の幼保一元化推進計画も見直す必要があるとなれば、見直されるだろうと思われる。そこに書いてあるのは現状の幼保一元化推進計画であり、それが修正されたら修正された幼保一元化推進計画になるということである。ただ本計画は基本となる計画なので、5年で見直しを行うし、毎年進捗管理を行う。将来の数値目標も変わってくるであろうし、この計画自体の進捗も踏まえての見直しもある。これとは別に、今現在の就学前の教育・保育の考え方である幼保一元化推進計画も、それぞれの地域の過程を踏まえて見直しが必要であればそれがなされるであろうし、結果としてそのままということもあると思う。今現在、就学前の教育・保育に携わっている方々の中には、認定こども園の推進計画に賛否両論色々あるだろうが、今の宍粟市では、確保策として幼保一元化施設である認定子ども園を目指していくということである。幼保一元化推進計画と、今議論している子ども・子育て支援推進計画が全くイコールということではない。この計画を認めたから、現状の幼保一元化推進計画を全て認めたのだということとは別であるので、その点は別の所で議論いただければと考える。
畑尾委員	そうであればこの中で「認定こども園の設置を推進」という部分に、先ほど言われた言葉がほしいと思う。例えば、「進捗状況を踏まえて各地区において検討を重ねながら」など、その計画の進み具合でどう変わっていくのかは分からないが、その計画が全く強行的なものではない旨の文言が少しここに入っていれば、何ら反対するものではない。このままではそうではなく、幼保一元化推進計画は全く変わらないという意味の文章に見える。そうではないという意味合いで、先ほど言われたような文章がここに入れば一番いいのではないかなと思う。
事務局	文章として載せるかどうかは別として、今日はこういうご意見があったということを経済録に載せた上で検討したい。私は、幼保一元化推進計画に将来必ず見直しがあるという前提で話したわけではない。この計画ができてから数年経っている。今議論している子ども・子育て支援事業計画は5か年の計画だが、毎年事業評価も行うし、数の問題や進捗状況により見直しの検討も行う。それはそれとして十分な意見をいただきたい。あくまでも幼保一元化に関しては現状の計画で、それに対する意見はまた別に教育委員会が受けており、どう反映するかはそこで議論をするべきものである。ここに「現状の幼保一元化推進計画を見直します」という文言は、現在書きにくいと思われる。
畑尾委員	見直す機会を持っていただくとか、表記の検討の場を持っていただくことに関しては必ずするようにお願いする。
事務局	ご意見をお聞きしたので、伝えながら検討していく。

新庄会長	その他、躊躇するところ、判断しづらい点があればお願いします。石原委員いかがか。
石原委員	畑尾委員もおっしゃっていたように、この文章だけ読むと幼保一元化という部分が前に出てしまっている気がする。ホームページでそういうことが目に映ってしまうと、「多くの保護者の方がゆくゆくはそうなるだろうと思ってしまうのではないか」という意見もたくさん耳にしている。そういうことから不安に思い、子育てを難しく考えてしまっているお母さん方も実際にいる。現場の中でもたくさん聞くし、不安もたくさん持っておられる。本来は、子ども・子育て支援で「0歳から5歳の子どもたちのよりよい環境とはどんなものか」ということを話していかなければならないはず。でも、こういう形で案が出て、「見込み」だとか「確保」だとか言われてしまうと、スムーズな意見はなかなか言いにくいものがある。現場にいて、お母さん方が迷っているのは何か、困っているのは何かなど、私たちが分かる範囲で、色々な話をさせていただいている。そういう折に、「それ以上分からなかったら、ホームページなどを見たらいいよ」と本当に簡単に口にできるお母さんが増えていると感じる。文章でこういうことを通達するという意味の怖さをしっかり考えていただきたい。 皆の目に触れるものには、私たちも「賛成」「反対」をしっかり言っていきたいと思っている。その点を考慮いただきたい。
事務局	おっしゃる通りである。幼保一元化推進計画を推進するにあたって、現状も地域の合意形成があって初めて前に進むという考え方で進んでいる。この考え方は将来も一緒である。だから今回この計画を承認したから、幼保一元化推進計画に全面的に賛成したのだということにはならない。あくまでも、計画上、幼保一元化推進計画というのがあるが、実行に関しては地域の合意形成があって初めて前に進む。それは今後も変わらないと考える。
新庄会長	教育委員会も同意するか。
事務局	今答えられたとおりである。
山根副会長	今話を聞いていて、事業の概要について、宍粟市には「認定こども園、幼稚園、保育所」と、大変バランス良くふさわしい施設があり、各部門で皆さんが力を尽くしておられると感じた。31ページの「提供体制、確保策」の3つの考え方の中に、「認定こども園の推進」や「幼保一元化の推進」という言葉が強く出過ぎているがために、誤解を生じているのではないか。委員は認定こども園を推進しようとしてここにいるのではなく、あくまでも宍粟市の就学前の子ども教育・保育の一番ふさわしい環境を考えるために集まっている。言葉として少し強く出過ぎているのが引っかかるころなのではないかと思われる。色々なことを考えた上で言葉にしているし、これから色々なことを検討するという大きな「いろんなこと」は分かる。だが、それがこの言葉に集約されすぎて、一般的に見た場合には「この協議会で認定こども園の推進ということが謳われたのだな」ということになってしまうのは少し怖いという思いが、どうしても

	引っかかるのだと思う。もう少し、考えておられることが計画の中に出てくるようにできないものか。
事務局	確かに指摘のとおりである。この言葉を書く段階では、33 ページの「量の見込みと確保、供給体制」に関する数値から、現状で宍粟市に足りない部分を想像しながら書いたもので、こういう表現になった。言われたとおり、現在の幼稚園や保育園が提供している教育や保育についての表現が、この部分には不足していると感じる。それを示す一文を追加させていただく。
新庄会長	本日は、個々の事業量に基づく見込み量の討議、確保策の討議、そして素案の未定稿の部分を素案にまで仕上げた上で承認いただくという段取りであった。未定稿の部分をまた更に手直しするという事務局からの提案があると、全てが議決しづらい状況になってしまうので、進行役としては非常に戸惑っている。
事務局	幼保一元化推進計画は、計画として宍粟市の将来の就学前の子どもたちの教育・保育をどうするかという将来の目標として立てたもの。ただ、先程話したように、推進にあたっては地域の方々の合意をもって進めるというのが基本になっている。例えば、「地域の方々の合意形成を図りながら」とか、そういう文言が入ればいいのか。もし違っていると思ったら教育委員会の方は訂正していただきたいのだが、私が理解しているところでは、地域の合意形成がなされなかった場合は、そこに幼保一元化施設は設置ができないということだと考えている。そこで例えば「地域の合意形成を図りながら」などそういう趣旨の文言を入れる。それにより、「各地域の方々がどのように地域の子どもたちを育てていくのか選択した、その方針に基づいて進める」ということが示せる。千種にしても、波賀にしても、地域の方の合意形成がなされて初めて、今回、幼保一元化施設である認定こども園の設置に向けて動き出しているということ。そして 32 ページの「提供体制、確保策の考え方」の赤字になっている部分は、ここは3歳児の幼児教育についてだが、「幼保一元化の推進について、合意形成の図られた地域から実施する」となっており、言い換えれば、合意形成のなされないところは実施しないということ。幼保一元化推進計画に基づいて推進する部分も、地域の合意形成が図られるということになる。こういう提案をさせていただく。
新庄会長	教育委員会はそれでよいか。
事務局	同じことを書いているはずだが、印象は全然違うと思うので、その表記で良いなら了承する。具体的な文言はまた精査するが、考え方はそれでいいのではないか。
新庄会長	そういうことが加味されるということか。
事務局	見直すということではなく、要は幼保一元化推進計画は地域の同意があって

	初めて進んでいくということ。「幼保一元化推進計画に基づき、地域の合意形成を図り」や「地域の同意が図れたところから」などという文言を追加することといいと考える。
新庄会長	文章が加味されるということである。
畑尾委員	32 ページの「提供体制、確保策の考え方」の最初の「○」の文章のところに、入れてもらったらいいと思う。
事務局	重ね重ねであるが、地域の方々がどう選択しどう決断するのかによって、違いが出るということである。
新庄会長	一律のサービス提供にならない場合がありうるということも考えられということだが、各地域の実情、要望に合わせてやっていくということである。繰り返すが、「未定稿」という言葉が入っているこの文章をまず「素案」に仕上げ、その後パブリックコメントなどを経て「素案」という文字も消え、正式な計画としていくというのが今後の段取りである。本日は、未定稿部分の修正と追加が出てきてしまったので、この後一つずつ承認を受けた方がいいか、それとも一括して承認を受けた方がいいか、進行として判断に悩む。承認してもらえるであろう部分は今もあるのだが、一括して行った方が良さそうな気がしている。事務局では、未定稿を消していく作業について、何か提案はあるか。
事務局	今日は、修正追加のご意見をいただいた。どういう風に修正されるのか見てからでないと判断は難しいと思うので、日は延びるが、「例えばこういう表記」という案をお伝えした上で判断いただきたい。他の事業についても意見があればお聞かせいただくが、修正は幼保一元化の部分だけだということなら、上司を交えて話し合い、33 ページの「提供体制と確保策の考え方」の部分はこのように変えたと、改めて各委員に文章で配りたいと思う。いかがか。
新庄会長	後に回しているが、田中委員から幼児教育と保育の質の違いに関する文言がある部分についての意見もあった。32, 33 ページだけでなく、全体の文章でのことなので、ここも再度検討いただきたい。このまま出すとか、変更するとかいう判断も含めて検討いただきたい。
事務局	その過程を経たものを実際に見てからでないと判断ができないというのなら致し方ないので、そのように手続きする。
新庄会長	委員の皆さんはいかがか。今事務局からは、文言の修正については別途お知らせし意見を求めるが、その他の数字や提供方法・方策については、理解をいただけるなら承認いただくという方法をとりたいという意見が出されたが、いかがか。
山根副会長	一つ質問がある。38 ページの「一時預かり」の資料で「提供体制と確保策」

	の二つ目の「○」に赤字で、「幼稚園での一時預かりに含まれる定期的な利用意向については、保育所における一時預かりで解消できると考えます。」とある。幼稚園での要望を保育所で解消するというのは、具体的にはどういうことなのか。
事務局	子ども子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業では、一時預かりについて、新たな体系に整理して実施することになっている。言葉は一時預かりではあるが、定期的な利用意向も、この一時預かりに含める整理になっている。アンケート調査では、幼稚園での一時預かりについての設問が「定期的な利用を含む」となっている。アンケート結果を見ると、定期的というよりは、常時利用したいという意味合いでアンケートに答えている方が一部におられたのではないかと推測するが、午前中の幼稚園の後に行われる「一時預かり事業」は、現在市内全園では実施ができていないので、それが今後本当に必要なのかどうか、他の方策も含めて総合的に判断する必要があると考えている。ただ、現時点では、表下段の「その他の一時預かり」の部分で上記ニーズへの提供が賄えているのではないかと考えている。
山根副会長	幼稚園でももう少し預かってほしいと考える人は、保育所を利用するという意味か。
事務局	これはあくまでもアンケートによる利用意向なので、実際の利用意向と実際に保育所を利用されている方の意向が近いのではないかと考えている。
山根副会長	「解消できると考える」と書いてしまうのは、少し語弊があるのではないか。
事務局	確かに言われるとおりでと思うので、検討させていただく。しかし今のところ、各幼稚園から「午後は誰も子どもの面倒をみる者がおらず、どうしても午後でも預かってほしい」と頼まれたという事例報告は受けていない。家庭でそういう事情がある場合は、保育所を利用しているのではないかとということ。
山根福会長	このアンケートで思いが表面化したということではないか。
事務局	あくまでここで考えたいのは、突発的な一時預かりについてだということである。
新庄会長	38 ページの朱書き部分に文言修正を加えるということによろしいか。
事務局	はい。
新庄会長	どう進めるか。
事務局	38 ページの「提供と確保策の考え方」の部分で、一部内容訂正、文言修正の

	意見が出た。また修正したものを見てから決議するか、それとも担保ができたから了承すると言っていただけなのか。
中田委員	私は、「幼保一元化による認定こども園の設置により実施を基本とする」となっている部分がどうしても納得できない。
事務局	それでは、修正案を送らせていただこうと思う。
新庄会長	本日は意見があれば出していただいた方が良いと思う。次回承認という形になると、4月実施スタートの事業にある程度示さなければならないこともあるが。
事務局	とりあえず今日ご意見いただいたのは、32 ページ、33 ページの「認定こども園、幼稚園、保育所」の部分。そして 38 ページの「一時預かり」の部分。それから前段の現状の分析の表現で、田中委員の言われた 17 ページの部分。その3点だと思うが、他にあれば今言っていたければと思う。また集まっていたくというのは難しいだろうと思うので、意見をいただいた部分について、「このような修正を考えている」というものを各委員に送らせてもらう。それに基づいて、承認か不承認かお返事いただくという方法が考えられる。どういう方法がいいのか、少し議論いただきたい。
新庄会長	今日意見が出た部分については、事務局で修正したものを作成した上でということで、皆さんよろしいか。方法としては、次の会では遅いということで、まず事務局から修正案を各委員に送る。17 ページ、32、33 ページ、38 ページの追加文章なり、文言修正なりが了承できるか、あるいは自分の気持ちとして気持ちよく受けることができないなどを、○、×、△などで示す。なお、こういう文言がほしいという意見も出す。そういう方法をとりたい。
畑尾委員	32 ページ、33 ページについては、自分の思いは聞いてもらったと考えている。38 ページについて、この部分は「在園児を対象とした一時預かり」となっているが、幼稚園に通っている方の一時預かりとはどんなものと考えているのか。理解できないので説明してほしい。
事務局	あくまで幼稚園は、午前中4時間の幼児教育・保育の提供ということ。突発的に家庭の事情で午後の家庭での保育が困難な時に、その希望の部分について預かりの提供をするということである。このニーズを大きく分けると、「幼稚園での一時預かり」と「その他での一時預かり」がある。現状大栗市の「その他の一時預かり」というと、保育園が実施している一時預かりになる。これは「在宅の子どもの突発的な一時預かり」のことだとして理解いただきたい。「幼稚園に在園し、なおかつ午後の一時預かりが必要な場合」と、「保育園にも幼稚園にも行かない在宅の子どもの一時預かりの場合」と、二つのニーズがあるということである。

畑尾委員	幼稚園に行かせており、昼に帰らず、夕方までお願いするのも一時預かりと 考えているということか。
事務局	そうである。あくまでこれは一時預かりであり、一宮の5園で実施している あずかり学童保育所の預かり保育とは違うということである。
畑尾委員	それとは別のものということか。この文章からは分からなかった。
石原委員	別のものだが、同じ場所ということである。
事務局	栄栗市では、山崎幼稚園キッズランド、河東幼稚園キッズランドと一宮の5 園、計7園で、幼稚園在園児の午後の保育を行っている。
石原委員	ベースになる考え方が違うので、事業としての捉え方も違ってくるとい うことである。
新庄会長	この部分は、一般の方が読んでも分かりづらいのではないか。
事務局	分かりづらいかもしれない。
新庄会長	例えば、前述の7園とは「意味合いが違う」ということが補足で入ったらい いのでは。
畑尾委員	午後から残っていて迎えが来る「預かり保育」と、突発的な「一時預かり保 育」が違うのはよく分かる。一宮で行っているものと、他で行っているもの とで意味合いが違うと言われたような気がするのだが。
石原委員	同じ事業だが、山崎と一宮で実施されている内容は少し違う。山崎では「一 時預かり」がない。
事務局	一宮の幼稚園5園でやっているのは、「常時預かり」と「一時預かり」の両 方。
石原委員	それを同じ場所でやっている。
畑尾委員	山崎の預かりには「常時の預かり」はないということか。
事務局	いや、山崎では「常時の預かり」だけがあり、「一時預かり」がない。
石原委員	その部分の矛盾も、たくさんの父兄からの意見を耳にする。
事務局	その上で、今回の子ども・子育て支援新制度の大きな柱の一つに「一時預か

	り事業」というのが上がっている。宍粟市としては、あくまで一時のニーズへの提供体制が大きな課題となっていると考えているので、そのニーズについては、「民間の保育所がやっている一時預かり」で解消できるのではないかと考える。以上は 38 ページの表の上段部分のこと。下段の「その他の一時預かり」については、普段は家庭で保護者が子どもをみているが、お葬式があったり急に病院に行くなど、何か突発的ことが生じた時に子ども預けることができる場を確保するということである。
畑尾委員	一宮の幼稚園 5 園で実施しているのは、「一時預かり」ではなく、どう呼ばれているのか。
事務局	国の制度ではなく、市独自の政策として踏み込んで行っている。
石原委員	「預かり保育」と呼んでいる。
事務局	学童保育の延長版のような位置づけである。国の制度としての学童保育は、対象者を小学校 1, 2, 3 年生とみるのだが、今度 6 年生まで枠が広がる。
畑尾委員	学童保育の中で行われていると言うが、幼稚園で行っているのではないのか。
事務局	場所は、たまたま市の施設として幼稚園に空き施設があったので、そこに確保しているということである。
畑尾委員	これは多分、一般の方が読んでも全然状況が理解できないだろう。一宮町の方もそうだが、一宮町以外の方は何の話をしているのか分からないのではないのか。ものすごく強いニーズを持っている人が説明を聞く分には問題がないと思うが、一般の人がこれを見た時に、どのような印象を持つのだろうかと気になる。「幼稚園での一時預かり」という言葉が一番初めに目に入ってくる。そこから幼稚園に一時預かりができるのだと思われてしまうのではないかと不安に思う。
事務局	表現の仕方は国のマニュアルに準じたものとなっており、表の中で「幼稚園の一時預かり」の方が上に出てきている。宍粟市における「一時預かり」を言葉で説明するならば、38 ページ「事業の概要」の二つ目の「○」の部分になる。民間の保育園 6 園での対応で、実績は 2,000 人という状況。そこで、このニーズについては、提供ができると考えている。
畑尾委員	一宮の中では定期的に利用している方もいれば、時々幼稚園で一時預かりを使っている方もいるということか。
事務局	そうである。

浅野委員	「幼稚園での一時預かり」というのは、外部の方が利用することはできないのか。神戸幼稚園や三方幼稚園などがあると思うが、そこで行っているのは、呼び名が違うだけで、学童保育所と同じ形態だと思っている。だから学童保育では、在学児童が指定施設に通うのと同じように、「その園に在籍する園児が保育時間が終わった後に預かり保育を利用する」というのは分かる。が、その園に在籍していない子どもを突発的な理由等で預けたいといっても、利用はできないということ。
事務局	それはできない。
浅野委員	つまり、畑尾委員の保育園では突発的な理由でどなたでも利用することができるが、「幼稚園で行う一時預かり」というのは在園児しか利用ができないところが、違うところだ。
畑尾委員	理解した。
新庄会長	分かりやすい表現に変える必要がある。
事務局	了解した。
新庄会長	それでは、先程事務局から上がった方法で、各委員へ修正した文章を送り、承認いただくか、あるいはなんらかの意思表示をする取り決めをして、意見がある場合にはそれも出してもらうということによろしいか。
事務局	まだまだ出してもらうものがあれば、お願いしたい。
新庄会長	そうなると、時間が既に手元の時計でそろそろ3時間を経過するところなので。同じことを出し合いするよりも、予め送ってもらい事務局で取りまとめていただいた方が、たたき台になると思う。そういう方法をとらせていただくということによろしいか。本日の議事についてはひとまず終わりにさせていただきたい。
	5 その他 (1) 今後の流れについて
新庄会長	ではその他、今後の流れについて、今の件も含めてお願いする。
事務局	今後の流れについて説明する。46 ページであるが、本日、第5回の会議で持ち越した部分について、まず委員に向けて新しい案を提示する。その後各町内で調整や、取り決めへの手続き等を行い、スムーズにいけば12月1日から26日にパブリックコメントを実施したい。パブリックコメントの結果は、1月に第6回会議を開き提示の上、承認の運びになる。それを持って策定作業が完了となる。委員の皆さんには、またよろしく願います。

新庄会長	次回会議の開催時期としては、12 月中になるか。
事務局	次回、第6回は1月である。
新庄会長	それで大丈夫か。
事務局	今回の話の中身をまず内部で修正をする。修正案を各委員に郵送する。それを受けて、全員では集まらず、会長と相談をするだけでいいのか。それとも送ったものに対する結果を含めて、今年中に、パブリックコメントを出す前に、再度会議を開く必要があるのか。それが1月になるのでは具合が悪い。大枠についてもまだ了承が得られていないので。再度集まっていただけるか。もしくは、最終決定は会長一任にするのか。判断をお願いする。
新庄会長	委員の皆さんいかがか。修正文を各委員に送って頂くことは、事務局でしていただく。その時に、各部分について承認か否かの判断を○、×、△で行い、意見も書けるものを添えてもらう。返って来たものの中身が、あまりにも拮抗していたりする場合には、事務局の判断で再度召集していただく。しかし○が過半数を占めていて了承という判断であれば、そのまま次の段階に進めてもらう。それ以上の修正をせずにパブリックコメントに載せてもらうということでもよろしいか。それでは、そういう手法の二通りの方向性で、回収の後、私も入って事務局で判断する。過半数の賛成が得られたら、パブリックコメントに進み、次の会議は1月に行う。○が過半数に達していない場合は、一度集まらないわけにいけないので、その場合には年内に集まるということでもよろしいか。
事務局	皆さんがよろしければ、そのようにさせていただく。結果的会長との確認で了承となっても、その結果は通知をさせていただく。まず第一に、今回出た意見を踏まえ、修正するべきところは修正案として送付させていただく。それに対して返事をお願いする。
新庄会長	おそらく素案の文言が中心になっていると思われる。ニーズ量についてはアンケート結果を基にしたものであり、ある程度の枠を認めたものでもある。たぶん今ここでまとめても承諾はいただけるのではないかと思う。事務局に返事をする時に、合わせてニーズ量について承認するか否かを書き添えるようにお願いする。
事務局	見込み量について、一つ説明不足だったことがある。どこの自治体も、潜在的な意識が入るので、アンケート結果は多い量で出る。県のヒアリングにも行っており、そこからあまりにも乖離があると判断した部分は、ある程度補正ができるようになっていて、既に補正をしている。その補正をするにあたって、根拠となる計算式を持っている。その上で十分吟味し修正したものが、現在お示ししている数値である。その点を分かっていたいただければと思う。

新庄会長	そういう手順を踏んでの今後の見通しということで、よろしいか。それでは、議決にまでは至らなかったが、本日の議事事項についてはこれで終了とする。少なくとも1月に予定されている会議はあるので、よろしくお願いします。最後に山根副会長から閉会のあいさつをお願いします。
山根副会長	6 閉会 長時間熱心に討議いただきありがとうございました。大事な「足踏み」だと思っている。これが次の「一歩」となるように、事務局にも頑張ってもらって、良いものを作り上げたい。本日はご苦勞様でした。

* 発言者の表記は、「〇〇議長」、「〇〇委員」、「事務局」とする。

